

茨城労働局発表
平成 25 年 12 月 27 日

【照会先】
茨城労働局労働基準部（監督課）
課長 藤中基之
専門監督官 三浦かをり
（直通電話）029(224)6214

報道関係者 各位

茨城県内の建設工事で 6 割を超える現場が労働安全衛生法違反！

- 建設工事現場への年末一斉監督指導を実施 -

茨城労働局（局長 中村俊一）は、年末・年始労働災害防止強化運動（12/1～1/31）の取組の一環として、12月2日から12月13日まで、茨城県下で一斉に建設工事現場への監督指導を実施した。

監督指導は、県下の全労働基準監督署（8署）において合計117現場（元請117事業者、下請502事業者）に対し実施し、61.5%の72建設工事現場で労働安全衛生法違反が認められた。

法違反が認められた現場の事業者に対しては是正勧告を行うとともに、16現場に対しては、足場や作業床に安全な手すりがない等、墜落により労働災害発生のおそれの高い作業場所への立入禁止等行政処分を行った。

是正勧告については事業場からの是正報告を得るとともに、行政処分については法令遵守を確認し立入禁止等の処分を解除している。

1 監督指導を実施した 117 現場の内訳

建築工事現場 84 現場

（墜落災害防止対策を主眼としたビル建築等工事現場）

土木工事現場 31 現場

（ドラグショベルなど建設機械を多数使用している道路、上下水道等の工事現場）

その他の工事 2 現場

（機械器具設置等工事現場）

2 監督指導実施結果の概要（別紙「茨城労働局建設現場監督実施結果」参照）

元請事業者、下請事業者を合計し158事業者で違反が認められ、違反指摘事項は221件、主な違反の内容と違反指摘数を母数とする割合は次のとおりである。

墜落災害の防止措置義務違反（足場作業床や開口部、架設通路への安全な手すりの未設置、昇降設備未設置、安全帯未使用や安全帯取付け設備未設置など）

109件（全違反件数221件に対する割合49.3%）

ドラグショベルなど建設機械災害防止の措置義務違反(特定自主検査未実施、用途外使用、バケットを下げずに運転席を離れる、接触のおそれのある箇所への立入など)

12件(全違反件数221件に対する割合5.4%)

飛来・崩壊災害の防止措置義務違反(法令に違反した型わく支保工の設置、土石等の落下による危険の防止の未措置など)

4件(全違反件数221件に対する割合1.8%)

3 建設業における労働災害発生状況(茨城県内)

茨城県内における平成25年1月から11月末までの建設業の労働災害による被災者数(休業4日以上、死亡を含む)は294人であり、全業種における被災者数(2,309人)の12.7%を占めている。

なお、建設業における死亡者数は10人であり、全業種の死亡者数(29人)の34.4%を占め、10人の死亡者数のうち、2人が墜落災害(1人は足場作業床から墜落、1人はスレート踏み抜きによる墜落)により、また車両系建設機械、クレーン、移動式クレーンによる災害により、それぞれ1人ずつが亡くなっている。

4 今後の取組

茨城労働局では、年末・年始労働災害防止強化運動(12/1~1/31)期間中、監督指導や安全衛生パトロールを強化するとともに、関係団体や発注機関への注意喚起や協力要請など労働災害防止のための取組を実施している。

特に死亡等の重篤な労働災害に結び付きやすい墜落防止措置義務違反、建設機械災害、飛来・崩壊災害防止に係る措置義務違反について、引き続き立入禁止等の行政処分や是正勧告書の交付により是正を図らせるとともに、関係団体に対する労働災害防止強化の取組として、自主的パトロールの実施、現場責任者や労働者の安全意識の高揚のための活動について呼びかけることにしている。

決めつけず 視点を变えて再点検
無災害で迎える 明るい新年

<参考>

北関東3労働局(茨城労働局、栃木労働局、群馬労働局)において、同時期(12月上半期)に、建設工事現場への年末一斉監督指導を実施しました。

「茨城労働局建設現場監督実施結果」

違反のあった工事現場数
違反のあった工事現場のうち立入禁止等の行政処分を行った工事現場数
工事現場において違反のあった事業場数(実数)
工事現場において違反のあった事業場数(違反数による述べ事業場数)

		土木工事	建築工事	その他の工事	合計
1	監督実施工事現場数	31	84	2	117
	うち違反工事現場数	13	58	1	72
	うち立入禁止等の処分を行った現場数		16		16
2 監督指導実施事業場数	元請事業場数	31	84	2	117
	うち違反事業場数	13	58	1	72
	下請事業場数	52	445	5	502
	うち違反事業場数	8	76	2	86
3	立入禁止等命令書交付事業場数		32		32
4 措置義務違反事業場数 (延べ事業場数)	(1)墜落災害の防止	6	103		109
	(2)飛来・崩壊災害の防止	1	3		4
	(3)感電災害の防止	1	2		3
	(4)建設機械災害の防止	6	4	2	12
	(5)クレーン災害の防止		1		1
	(6)作業主任者選任と職務履行確保		2		2
	(7)就業制限業務		1		1
	(8)安全衛生教育				0
	(9)店社安全衛生管理者選任と職務履行確保				0
	(10)その他	10	78	1	89
合 計		24	194	3	221